

2026年7月

事業者認定と分別管理による木質バイオマス 証明の適切な運用について

1. FIT/FIP制度
2. バイオマスの証明ガイドライン
3. 木質バイオマス証明
 - (1) 由来区分
 - (2) 証明書
 - (3) 分別管理
4. ライフサイクルGHG情報伝達と証明

この資料は、認定団体の皆様が認定した事業者の方々への説明等にお使いいただくことを目的として作成しました。

(一社) 日本木質バイオマスエネルギー協会

1 FIT/FIP制度

- 化石燃料による温室効果ガス排出抑制などを目的として、**再エネ特措法**により電力会社は、再生可能エネルギーで発電した電力を**定められた価格で買い取ります**。
- **買取価格**（調達価格）は、**経産省告示**により、発電区分ごとに定められています（※1）。
- 電力買取費用の一部は、電気利用者（国民全体）が**賦課金として負担**しています（※2）。
- 経産省告示では、木質バイオマス発電の燃料区分の取り扱いについては、**林野庁のガイドライン**に基づくとされています。

調達区分		1 kWhあたり調達価格（税抜）			調達 期間	
		2014 年度以前	2015～ 2017年度	2018年度～ 2023年度		
間伐材等 由来	2千kW以上	32円			20 年間	
	2千kW未満					40円
一般木質 バイオマス	2万 kW以上	24円		入札制		
	1万kW以上 2万kW未満					※2万kW以上のみ 2017年10月からは21円
	1万kW未満					
建設資材廃棄物		13円				※ 1

※1



The image shows a screenshot of a Japanese electricity bill from TEPCO. The bill is for a residential customer (家庭用) and includes details about the billing period (28th month), usage (215 kWh), and charges. A summary of charges is also provided, showing a total amount of 3,073 yen. The bill is dated 2024/06/01.

※2

画像引用（Ene Leaks URL:<http://eneleaks.com/?p=10842>）

2 木質バイオマスの由来区分

経産省告示による「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関するガイドライン」（林野庁）の適用

■ 証明必要



間伐材等由来の木質バイオマス



一般木質バイオマス

いずれも切れ目のない**証明書の連鎖**が必要、そうでなければ「**建設資材廃棄物等**」と同等の扱い

由来の生育地の由来				流通・製造過程		直接燃料に加工		製材等残材
						間伐	主伐	
国産材	森林由来	国有林、官公造林						
		民有林	保安林又は経営計画					
			保安林外かつ経営計画外					
	森林以外・工事支障木など							
輸入材：持続可能性（合法性）証明がある木材								

「間伐」届出等により、伐採率が35%以下、かつ伐採年度から起算しておおむね5年後に再びうっ閉することが確実に認められること

■ 証明なし

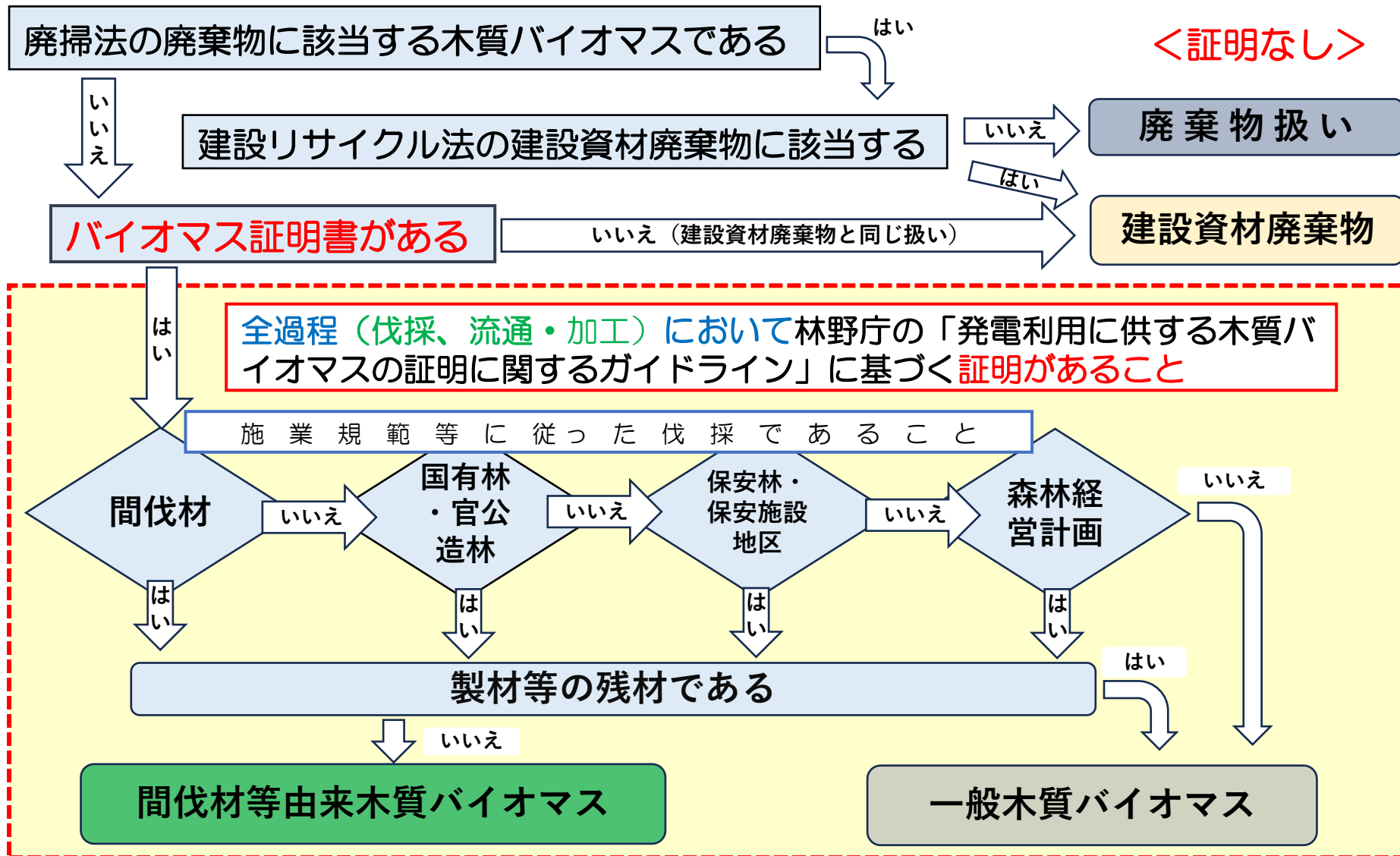
建設資材廃棄物

：建設リサイクル法第2条第2項に該当のもの
※ 廃棄物以外で「バイオマス証明がないもの」も同様の扱い

その他(廃棄物)

：建設資材廃棄物以外の一般廃棄物、産業廃棄物は以上とは異なる扱い

2-2 木質バイオマスの由来証明（輸入材を除く）



3-1 バイオマス証明（認定団体と認定事業者）

証明書の発行には**事業者認定を受けることが必要**

※ 条件によって例外あり

認定団体

ガイドラインへの理解と事業者認定が可能な体制の構築

- ・ 自主行動規範を策定（公表）
- ・ 認定実施要領を策定（公表）
- ・ 認定事業者や取扱報告のとりまとめ等（公表）

- ・ 立入検査
- ・ 情報提供・研修の開催
- ・ その他フォローアップ 等

①認定申請

②審査と認定

認定はガイドラインに基づく木質バイオマスの適切な運用が可能か審査します

認定事業者

ガイドラインへの理解による適切な事業実施

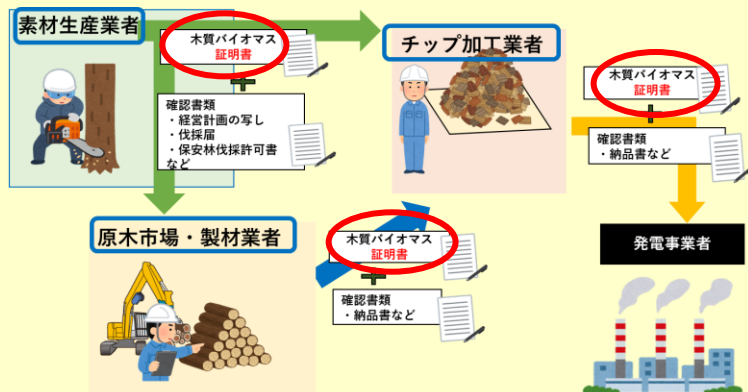
- ・ 証明書発行
- ・ 分別管理の実施
- ・ 書類管理
- ・ 実績報告の提出 等

- ・ 取扱実績の報告
- ・ 相談 等

3-2 団体認定による証明

FIT/FIP認定の発電に供する木質バイオマスの証明には、森林・林業・木材産業関係団体、木質バイオマスを供給する事業者団体等を認定者とする**認定団体による事業者認定**（団体認定）が必要です。

ただし、**認定団体の構成員以外**でも、**独自に自主行動規範**を定めて**第三者監査**を受けるなど、認定事業者と同等の信頼性の確保に取り組むことで、団体認定によらない証明も可能です。また、**森林以外**の木材のみを**伐採し**一般木質バイオマスとして**販売のみを行う事業者**は、事業者認定を受けていなくても差し支えありません。



バイオマス証明書の表示の方法例は、ガイドラインの別紙1～4で確認してください。

別紙1 間伐材等由来の木質バイオマスの証明書の記載事項例
例1-1 伐採段階（民有林からの出材）の場合

令和 年 月 日

発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明書

〇〇（販売先） 〇〇木材生産事業者 認定番号

下記の物件は、間伐材等由来の木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

1. 物件（森林）所在地
2. 樹種
3. 数量
4. GHG関連情報（GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）
(1) 原料区分
□林地残材等
□その他伐採木

(2) 原料輸送区分
トラック最大積載量：□1t車以上 □2t車以上 □4t車以上
□10t車以上 □20t車以上
輸送距離：□10km以下 □20km以下 □30km以下 □40km以下 □50km以下
□100km以下 □150km以下 □200km以下 □300km以下

※ 伐採及び伐後の造林計画書、保安林伐採許可の通知等の関連書類の写しを添付。
また、森林経営計画対象森林から出材された木質バイオマスについては、伐採及び伐後の造林計画書、保安林伐採許可の通知等に代わり、森林経営計画の認定に係る情報を記載するとともに認定書の写しを添付。

例2-1 加工・流通段階の場合

令和 年 月 日

発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明書

〇〇（販売先） 〇〇チップ製造事業者 認定番号

下記の物件は、全て間伐材等由来の木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

1. 樹種
2. 数量
3. GHG関連情報（GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）
(1) 原料区分、原料輸送区分

原料区分	原料輸送区分	構成比	備考

(2) 加工区分
□チップ加工
□ペレット加工（乾燥に化石燃料利用）
□ペレット加工（乾燥にバイオマス利用）

(3) 製品輸送区分
トラック最大積載量：□1t車以上 □2t車以上 □4t車以上
輸送距離：□10km以下 □20km以下 □30km以下 □40km以下 □50km以下
□100km以下 □150km以下 □200km以下 □300km以下

※ 伐採及び伐後の造林計画書、保安林伐採許可の通知等の関連書類の写しを添付。
また、森林経営計画対象森林から出材された木質バイオマスについては、伐採及び伐後の造林計画書、保安林伐採許可の通知等に代わり、森林経営計画の認定に係る情報を記載するとともに認定書の写しを添付。

3-3 証明書（記載すべき事項）

証明書に記載すべき項目は、次の表のとおりです。証明書の様式例は、バイオマス証明ガイドラインの別紙でご確認ください。

取扱段階	記載事項
共 通	1 木質バイオマスの 区分 2 販売先 3 主な樹種 4 数量 5 発行者 6 認定番号（屋敷林等の伐採で要件により例外あり）
伐採（発生）段階 ※上記共通に加えて	1 分別管理が行われていること 2 伐採箇所 ※ 伐造届等の根拠書類の写しの添付、又は由来を確認するための記載（屋敷林など法令による伐採手続きの対象とならない立木など）
製材段階	1 全てが間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスとして証明されたものを用いている旨
輸入段階と輸入後の各段階（製材等の段階を経るものは除く）	1 分別管理が行われていること ※ 持続可能性（合法性）が証明されたものであることを示す別表第3表の書類の写しの添付

3-4 証明書（添付すべき書類）

伐採（発生）段階の由来では、次の**書類（写）の添付**が必要です。

区分	添付書類
間伐材等由来木質バイオマス （ガイドライン第1表）	(ア) 間伐を示す伐採造林届出書の受理証明、適合通知書 (イ) 森林経営計画認定書 (ウ) 保安林における届出書、伐採許可書 (エ) 森林管理署等との素材生産事業者の売買契約書 (オ) その他これに準ずる書類 注：除伐等で森林法の手続として該当書類がない場合は、その旨を証明書に記載する。
一般木質バイオマス （ガイドライン第2表）	(ア) 伐採造林届出書の受理証明、適合通知書 (イ) 「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づく合法木材である旨の証明書 (ウ) その他これに準ずる書類 注：森林の伐採で該当書類がない場合は、その旨を証明書に記載する。 (エ) 屋敷林など法令に基づく伐採手続きが不要な立木で上記に準ずる書類がない場合は、伐採者又は所有者が所有者名、住所、物件名、発生場所、樹種、数量、建設資材廃棄物の混入がないこと、法規制が無く適切に伐採したことを由来証明書に記載又は記載した書類

※ガイドラインQ&A 問4-1の表も参考にしてください。

3-5 証明書発行の注意点

ポイント1 証明書を発行するのは実際に分別管理を行う事業者

証明書を発行するのは、実際に分別管理を行う事業者です。伐採段階では、「**伐採者**」となります。

現地で分別管理を確認することのない元請けや書類上で仲介のみをする商社等が証明書を発行することは適当ではありません。

※ 1つの施業地において、複数の事業者には伐採を委託する場合、1つの確認書類（伐採届出等）から複数の証明書が発行され煩雑となります。このため、全ての事業者が認定を受けていることを前提として、委託元が一括して証明書を発行することも可能です。その場合に委託元は、現場の確認などを行うとともに、証明書発行（分別管理）の責任を負うこととなります。

ポイント2 納入ごとから証明の連鎖に（改訂）

これまでは、証明書は**納入ごとに証明**することが必要でした。2026年4月1日のガイドライン改訂により、「**交付を受けた証明書と交付する証明書相互間を連鎖させることにより行う。**」とされました。

このため、次の過程に提供（販売）するまでには証明書を受け取ってれば、証明された木質バイオマスとして扱うことが可能となりました。なお、提供後に証明を受け取ることになると、証明のない原料や製品を提供したことになります。

ポイント3 運搬のみを請け負う事業者

伐採や加工を行わず、運搬のみを請け負う事業者は、途中での積み替えなど燃料区分の異なる原料が混在する可能性がなければ、認定事業者としての証明書は必要ありません（複数の事業地を経由するなど、燃料区分が異なる原料が混在する可能性がある場合には、事業者認定を受け、証明書を発行する必要があります）。

ポイント4 法令による伐採手続きが不要な伐採（発生）段階

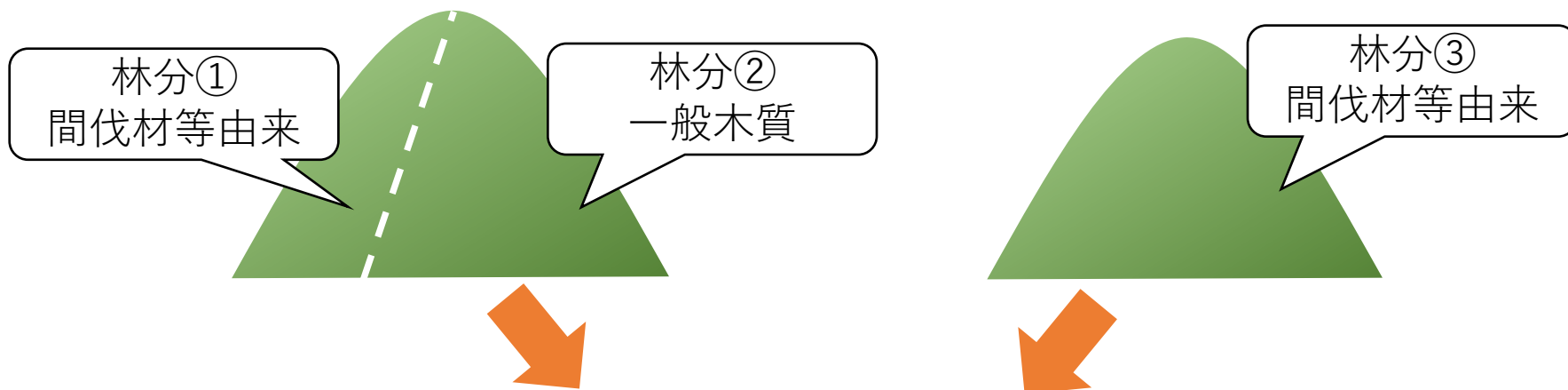
法令による伐採の手続きが不要な場合（屋敷林、剪定枝、ダム流木など森林以外の木材）の**伐採（発生）段階**では、伐採者や所有者が**必要事項を記載**し「一般木質バイオマス」として由来の証明書を作成して交付することができます。

例として、造園事業者（伐採を行う者）が原料を集荷・加工を行う際に、①一般木質バイオマスと②それ以外の価格区分の木質バイオマスを混入する**可能性**がある場合は、適切な分別管理を担保するため、事業者認定を受ける必要があります。

ただし、いずれの場合でも、**GHG関連情報を含む証明書**を発行する場合は、**事業者認定を受ける必要があります**。

3-7 分別管理

- 分別管理で重要なことは、異なる燃料区分の原木、チップ等を一緒にしない。

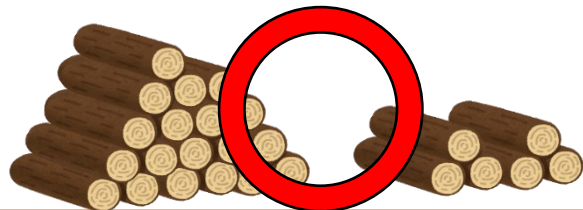


「分別管理」が出来ているか

区分ごとに分別

材① + 材③

材②



区分の異なる材を混在

材① + 材②

材③



別区分の材が一緒

材① + 材② + 材③



◆ バイオマス証明書の保管

受領した証明書（添付書類を含む。）及び**発行した証明書**の控えは、**5年間の保管**が必要です。また、すぐに確認できるように**整理して保管**しておくことが求められています。（一覧表を作成して、証明書の交付先ごと、発行順などの一定の基準で整理をしておくといでしょう。）

◆ 電子での保管

PDFファイル等の証明書を電子データとして保管する場合には、次のことが必要です。

- (1) 文字の**判読に支障のない解像度**で保存されていること
- (2) ファイルやフォルダが整理され、**必要なファイルが速やかに特定できること**
- (3) 証明書は**5年間の保管**が求められることから、機器のトラブルが起きた場合にも**データが消失**することないよう**バックアップ**を確保すること

■ 目的：温室効果ガス（GHG）の排出量の抑制を確認

FIT/FIP認定の発電事業者※は、バイオマスの生産から発電利用されるまでに排出されるライフサイクルGHGの削減が求められています。国内産の木質バイオマスの算定には、エネ庁が定めた工程毎の「**既定値**」を利用します。この「**既定値**」の選択のため、発電事業者は、燃料の調達先から下記のGHG関連情報を受け取る必要があります。

※**対象発電所**：2022年度以降に計画認定又は燃料計画の変更認定を受けた発電量1,000 kW以上のバイオマス発電所（エネ庁は、対象外でも自主的取組を行うよう求めている。）

削減目標：2030年の火力発電のライフサイクルGHG目標に対して、2029年度までに50%以上、2030年度以降は70%以上を削減する

■ GHG関連情報の「規定値」区分（国内木質バイオマス供給）

- 1 **原料区分**：① 林地残材等、② その他伐採木、③ 製材等残材
- 2 **原料輸送区分**：（トラック最大積載量等※の輸送方法、輸送距離）
- 3 **加工区分**：① チップ加工、② 乾燥（化石燃料利用）のペレット加工、
③ 乾燥（バイオマス利用）のペレット加工
- 4 **製品輸送区分**：（トラック最大積載量等※の輸送方法、輸送距離）

※ 内航船の輸送を含む

注：林地開発など直接土地利用変化を伴う工事等の伐採木は「**既定値**」が設定されていません。

4-2 GHGの規定値の区分

GHG「既定値」の原料区分

ライフサイクルGHG既定値区分	定 義	基本的な確認方法（国内木質バイオマス）
製材等残材	木材の加工時等に発生する、端材、おがくず、樹皮等の残材	由来証明が「製材等残材」
林地残材等	用材生産を主目的とする伐採により発生する低質材（端材、枝条を含む）、間伐材等。その他、エネルギー利用目的以外の伐採等により発生する病虫害や自然災害による被害木、剪定枝、ダム流木等（廃棄物の場合を除く）	ライフサイクルGHG既定値区分「製材等残材」「その他伐採木」以外の木質バイオマス
その他伐採木	エネルギー利用を目的とする伐採により発生する木質バイオマス	当面、伐採届出等で伐採齢が20年以下の主伐を、エネルギー利用目的の伐採とする。

GHG「既定値」の輸送区分

輸送方法
トラック最大駅載量
1 トン車以上
2 トン車以上
4 トン車以上
10 トン車以上
20 トン車以上
内航船
空荷の復路を含む
往路のみ

参考：

GHG「既定値」の例：国内木質チップ

工 程	林地残材等	その他伐採木	製材等残材
栽培工程	—	1.11	—
輸送工程（林地残材収集）	1.65	—	—
輸送工程（原木輸送）	下表を参照		
加工工程（破砕）	0.63		
輸送工程（チップ輸送）	下表を参照		
発 電	0.41		

(g-CO₂eq/MJ-燃料)

下表：輸送工程（原木輸送/チップ輸送）

輸送方法	10km 原単位	10km 原単位
トラック最大駅載量		
1 トン車以上	1.50	1.16
2 トン車以上	0.96	0.74
4 トン車以上	0.61	0.47
10 トン車以上	0.34	0.26
20 トン車以上	0.22	0.17
内航船		
空荷の復路を含む	0.091	0.070
往路のみ	0.051	0.040

■ 「GHG認定事業者」の対応（証明の流れ）

- 1 **GHG対応の事業者認定**を受ける（GHG対応の認定番号が付与）
認定申請の際にGHG 関連情報管理等の方針を定め、管理責任者を選任
- 2 （提供先がGHG対応の証明を必要としているかを確認）
- 3 原料の受入れがある場合は、**受入れのGHG認定証明書の内容**を確認
※ **製材等残材の発生段階**での原木受入れではGHG対応でない証明でもよい。
- 4 **分別管理**を行いGHG対応の証明書を提供先に発行
- 5 **入出荷の管理簿作成、関係書類の保管（5年）、さらに認定団体に取扱実績を報告**

■ 認定団体のGHG審査

- 1 GHG対応の「自主的行動規範」及び「事業者認定実施要領」の策定
- 2 GHG対応について事業者を審査して、認定（GHG認定番号を付与）のうえ、認定事業者を公表する。なお、初回の認定については、現地審査（オンラインによる方法も可）をする。

■ 審査の着目点「ガイドラインQ&A（GHG）」問17参照

- (1) ライフサイクルGHG 基準の制度を十分理解しているか。
- (2) GHG 関連情報のバイオマス管理に必要な保管場所を有しているか。
- (3) GHG 関連情報管理等の責任者は選任されているか。
- (4) 「分別管理、GHG 関連情報管理等及び書類管理方針書」が作成され、現場担当者等に周知
- (5) GHG 関連情報の管理や伝達に必要な様式類の用意
- (6) 帳票類の保存の用意
- (7) GHG 関連情報のある木質バイオマスの取扱実績を認定団体に報告する用意

4-5 GHG関連情報の記載（伐採段階）

● 様式と記入例＜伐採段階＞

別紙1 間伐材等由来の木質バイオマスの証明書の記載事項例

例1-1 伐採段階（民有林からの出材）の場合

番
令和 年 月 日

発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明書

○ ○（販売先） 殿

（1）原料区分

「林地残材等」か「その他伐採木」を選択して、チェック
※ 該当の原料区分だけの記載でも可

記

1. 物件（森林）
2. 樹種
3. 数量

4. GHG関連情報（JWBA基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）

（1）原料区分

- ☐ 林地残材等
☐ その他伐採木

（2）原料輸送区分

トラック最大積載量：☐ 1t車以上 ☐ 2t車以上 ☐ 4t車以上
☐ 10t車以上 ☐ 20t車以上
輸送距離：☐ 10km以下 ☐ 20km以下 ☐ 30km以下 ☐ 40km以下 ☐ 50km以下
☐ 100km以下 ☐ 150km以下 ☐ 200km以下 ☐ 300km以下

※ 伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等の関連書類の写しを添付。

また、森林経営計画対象森林から出材された木質バイオマスについては、伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等に代わり、森林経営計画の認定に係る情報を記載するとともに認定書の写しを添付。

ただし、本ガイドライン2（1）①の除伐により生じた木質バイオマスにあっては、地方公共団体が独自に行う証明制度等に基づいた証明書（所有者名、住所、樹種、法規制がなく適切に伐採した場合はその旨を記載）がある場合は添付

GHG関連情報（2）原料輸送区分のうち「輸送距離」については、10km単位（切り上げ）の情報を伝達するため、記載方法として、チェックボックスの追加記載（例えば、☐ 250km以下、☐ 350km以下など）や10km単位での数値記入欄の設定（例えば、「☐ 0km」）が可能。

内航船輸送を行う場合には、GHG関連情報として、内航船の輸送距離（10km単位（切り上げ））と積荷状況の区分（「空荷の復路を含む」又は「往路のみ」）を追加記載する。

その他GHG関連情報の内容については必要に応じた加除（例えば、原料輸送を行わない場合は「原料輸送区分」の項目を削除、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など）が可能。

本様式の証明書の作成に代え、伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等の写しに必要情報を追加記載することで証明書とすることも可能。

GHG 関連情報（1）原料区分のうち「その他伐採木」は、伐採後 20 年以下の主伐の場合に使用する

（2）原料輸送区分

■ トラック最大積載量：該当の最大積載量を選択して、チェック
※ 該当の最大積載量のみ記載でも可

■ 輸送距離：該当の輸送距離を選択して、チェック

※ 輸送距離を選択肢でなく1km や0,1km単位のみ記載でも可

■ 内航船の場合は、「内航船：☐ 空荷の復路を含む」☐ 往路のみ」と記載して該当を選択して、チェック（どちらかの該当区分だけの記載でも可）。さらに輸送距離も記載する。

・ 既定値がより大きくなる方にまとめることも可（例：輸送距離が長くなる場合やトラックの最大積載量が小さくなる場合は可）

・ 発生現場渡しなどの場合は、その旨を「現場渡し輸送なし」などと記載して（2）原料輸送区分の選択や記載を省略しても可

4-6 GHG関連情報の記載（加工・流通段階）

● 様式と記入例＜加工・流通段階＞

例 2-1 加工・流通段階の場合

番 号
 令和 年 月 日

発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明書

〇 〇 殿
(販売先)

〇〇チップ製造事業者
認 定 番 号

下記の物件は、全て間伐材等由来の木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

- 樹種
- 数量
- GHG関連情報（GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）
 - 原料区分、原料輸送区分

原料区分	原料輸送区分	構成比	備考
 - 加工区分

☐ チップ加工
☐ ペレット加工（乾燥に化石燃料利用）
☐ ペレット加工（乾燥にバイオマス利用）
 - 製品輸送区分

トラック最大積載量： ☐ 1t車以上 ☐ 2t車以上 ☐ 4t車以上
 ☐ 10t車以上 ☐ 20t車以上

輸送距離： ☐ 10km以下 ☐ 20km以下 ☐ 30km以下 ☐ 40km以下 ☐ 50km以下
 ☐ 100km以下 ☐ 150km以下 ☐ 200km以下 ☐ 300km以下

※ GHG関連情報（3）製品輸送区分のうち「輸送距離」については、10km単位（切り上げ）の情報を伝達するため、記載方法として、チェックボックスの追加記載（例えば、☐ 250km以下、☐ 350km以下など）や10km単位での数値記入欄の設定（例えば、「☐ 0km」）が可能。

内航船輸送を行う場合には、GHG関連情報として、内航船の輸送距離（10km単位（切り上げ））と積荷状況の区分（「空荷の復路を含む」又は「往路のみ」）を追加記載する。

その他GHG関連情報の内容については必要に応じた加除（例えば、製品輸送を行わない場合は「製品輸送区分」の項目を削除、トラック最大積載量のうち使用しない車種区分の項目を削除など）が可能。

注 なお、本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報（間伐材等由来の木質バイオマスであること等）を追加記載することで証明書とすることも可能。

（1）原料区分、原料の輸送区分
証明する材料を受け取った際の証明書の「原料区分」及び「原料輸送区分」を記載する。また、証明する材料を一定期間で正確に数量を管理した場合は、複数行でそれぞれの「原料区分」及び「原料輸送区分」、構成比を記載することも可。

（2）加工区分
証明する材料について「チップ加工」、「ペレット加工（乾燥に化石燃料利用）」、「ペレット加工（乾燥にバイオマス利用）」を選択して、チェック
※ いずれかの加工区分だけの記載でも可

（3）製品輸送区分
スライド前ページの（2）「原料輸送区分」と同様に記載する。

4-7 GHG関連情報の記載（製材等残材）

● 様式と記入例＜製材等残材＞

例3 製材等の段階の場合

番 令和 年 月 日	
発電用チップに係る一般木質バイオマス証明書	
○ ○ 殿 (販売先)	製材工場等名 認定番号
下記の物件は、全て間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスに由来するものであり、適切に分別管理されていることを証明します。 記	
1. 物件名：製材等残材	
2. 樹種	
3. 数量	
4. GHG関連情報（GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合） (1) 原料区分 ☐ 製材等残材	

注 製材等残材を加工する場合は、例4-1加工流通段階の場合を使用する。

輸入木質バイオマスの場合は、クリーンウッド法に基づく合法性確認結果に係る情報も伝達すること。

（1）原料区分はありません。

「製材等残材」にチェック又は。「製材等残材」とのみ記載することでも可

「原料輸送区分」の記載は不要。「製材等残材」については、輸送工程の「既定値」がありません。

ただし、伐採（発生）段階からの（必ずしもGHG対応である必要はない）バイオマス証明を受けていることは、製材等残材のGHG対応証明の交付においても必須です。

2019年10月に「剪定枝について、受入時に一般木質バイオマス証明がないにもかかわらず、チップ加工して出荷する際には、発電施設に対して一般木質バイオマス証明を添付していた」とするチップ加工事業者が**認定取消**となりました。

（当該事業者については、2017年度にも同様の不適正処理が発覚し、認定団体による緊急指導も実施されたました。その後も改善が図られなかったことから取消されたとのことです。）

- **FIT/FIP制度は国民（電気利用者）負担**により成り立っています。このため、木質バイオマス発電に関する不正については、**厳しく報道**されることがあります。
- 特に木質バイオマス証明ガイドラインの運用は、買取価格に直結することから、厳格な運用が求められます。不正などが明らかとなった場合、発電事業者が処分され、電力会社から該当の電力買取費の返還を求められる可能性があります。
- 発電所の建設や運用には多額の費用がかかっており、上記の事態において、その瑕疵や過失が関係事業者にあった場合には、**発電事業者から関係事業者に対して損害賠償請求などが行われる可能性**があります。

- 「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」
(令和8年4月改正)
- 「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドラインQ&A」
(令和8年4月改正)
- 「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドラインQ&A (ライフサイクルGHGについて)」 (令和8年4月改正)
- 木質バイオマス証明ガイドラインQ&A (竹の取扱について)

以上については、林野等ホームページで公開されています。

https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/biomass/hatudenriyou_guideline.html

バイオマス証明のガイドラインの運用についての疑問は、まずは認定団体にご相談ください。それでもご不明の場合は、「当協会の相談窓口」などへの照会も可能です。

当協会の相談窓口は、以下からお願いします。

- ・ホームページ上の問合せフォーム
- ・メール (mail@jwba.or.jp)



—連絡先—

〒110-0016

東京都台東区台東3-12-5 クラシックビル604

電話 03-5817-8491 FAX 03-5817-8492

Mail mail@jwba.or.jp

URL <https://www.jwba.or.jp/>



一般社団法人

日本木質バイオマスエネルギー協会